

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

規 則

- 規則第37号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2
- 規則第38号 宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）…2

公 告

- 公告第68号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更……………（農林茶業課）…4

公 営 企 業

- 規程第5号 宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程……………4

正 誤

- 2025年（令和7年）2月28日付け宇治市公報第2516号……………4

別記様式第2号（第2条関係）

既存建築物調書

建築物の建築年月日			年 月 日		適合しない 条 項	法第 条 第 項 法別表第2（ ）第 号					
基準時年月日			年 月 日			(A) 基準時の 数 量	(B) 本申請 までの増減	(C) 本申請 による増減	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(F) (E) / (A)
1 敷 地 面 積			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
2 建 築 面 積			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
3 延 べ 面 積			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
4 床面積、 原動機 の出力、 機械の 台数及 び容器 等の容 量	a 適合 しない 部分	作 業 場 車 庫 等	平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
		危険物の貯蔵又は処理の 用途に供する建築物	平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
		そ の 他 の 用 途 ()	平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
	b 適 合 す る 部 分		平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
	合 計		平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
	c 適 合 し な い 原 動 機 の 出 力		キロワット		キロワット	キロワット	キロワット	キロワット	キロワット		
	d 適 合 し な い 機 械 の 台 数		台		台	台	台	台	台		
	e 適 合 し な い 容 器 等 の 容 量		リットル		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル		
	法 第 条 不 適 格 建 築 物			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	法 第 条 不 適 格 建 築 物			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
法 第 条 不 適 格 建 築 物			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
法 第 条 不 適 格 建 築 物			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
法 第 条 不 適 格 建 築 物			平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		
5 工 事 種 別			☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替								
6 本 申 請 に 係 る 部 分 の 用 途											
7 そ の 他 必 要 な 事 項											

- (注意) 1 「適合しない条項」は、適合しない事項が2以上あるときは、それぞれ列記し、同欄の別表項号は該当する数字又は文字を記入してください。
- 2 (B) 欄及び(C) 欄に減少部分(除却)があるときは、その数字を朱書きしてください。
- 3 5 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 4 法第3条第2項の規定により法第61条の規定の適用を受けない建築物については、外壁又は軒裏の構造を7 欄に記入してください。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「第137条の12第6項若しくは第7項」を「第137条の12第11項若しくは第12項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第68号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年11月14日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧期間
- 令和7年11月14日以後、常時備え置くこととします。
- 2 縦覧場所
- 宇治市産業観光部農林茶業課

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第5号

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和7年10月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部会計年度任用職員の給与その他の勤務条件に関する規程（令和2年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

8, 693円
1, 219円

」を「

9, 173円
1, 274円

」に改める。

- 附 則
- （施行期日）
- 1
- この規程は、令和7年11月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2
- 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。
- （揭示済）

正 誤

2025年（令和7年）2月28日付け宇治市公報第2516号中

ページ	欄	誤	正
3	左	69.3	59.3